附則第四条の十一第十三項中「けん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十三号に規定する第五輪荷重について」を「被けん引自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において被けん引自動車である旨が」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項から第十六項までを削り、同条第十七項中「附則第十二条の二の十三第六項」を「附則第十二条の二の十三第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十八項中「被けん引自動車は」を「自動車は」に、「被けん引自動車で」を「衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両で」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14　法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

15　法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

附則第四条の十一第十九項第二号中「、第五項第三号及び第四号並びに第六項」を「及び第五項」に改め、同号ハ中「及び第七項」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とする。

附則第五条の二第三項から第七項までを削り、同条第八項中「附則第十二条の三第五項第四号」を「附則第十二条の三第二項第四号」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項第三号中「令和二年度燃費基準達成レベル」を「第九条の二第八項第三号に規定する令和二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和二年度燃費基準達成レベル」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「附則第十二条の三第五項第五号」を「附則第十二条の三第二項第五号」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十項中「附則第十二条の三第五項第六号」を「附則第十二条の三第二項第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十一項中「附則第十二条の三第六項第一号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「附則第十二条の三第六項第二号」を「附則第十二条の三第三項第二号」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「附則第十二条の三第六項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「第六項まで及び第八項から第十三項まで」を「前項まで」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第五条の三の次に次の一条を加える。

（法附則第十四条の二第三項の証明がされた固定資産）

第五条の四　法附則第十四条の二第三項に規定する博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされた固定資産は、同項に規定する契約の契約書の写しを市町村長に提出することにより証明がされた固定資産とする。

附則第六条第二十二項を削り、同条第二十三項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項第四号中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を改正する法律」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同号に次のように加える。

ホ　当該代替車両又は当該非代替車両がアルミニウム合金製又はステンレス鋼製のものであること。

附則第六条第三十四項第二号中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「附則第十一条第十七項第二号」を「附則第十一条第十六項第二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十七項第三号」を「附則第十一条第十六項第三号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

37　政令附則第十一条第十七項第一号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた認定事業は、当該認定事業（同号に規定する認定事業をいう。以下この項において同じ。）が施行される同号に規定する都市再生緊急整備地域内において当該認定事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（同号に規定する他の都市開発事業をいう。以下この項において同じ。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、当該認定事業及び当該他の都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となることについて、国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第六条第三十九項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同条第四十項を次のように改める。

40　法附則第十五条第十七項に規定する政府又は地方公共団体の補助で総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　鉄道施設の安全対策事業に係る政府の補助のうち鉄道軌道安全輸送設備等整備事業又はインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に係る補助

二　社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業に限る。）又は先進車両導入等に係る政府の補助のうち先進車両導入支援事業、先進車両導入支援試験実証事業若しくはインバウンド先進車両導入支援事業に係る補助を原資とする地方公共団体の補助

附則第六条第四十一項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同条第四十二項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同条第四十六項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第五十二項及び第五十三項中「附則第十五条第二十六項第一号イ」を「附則第十五条第二十五項第一号イ」に改め、同条第五十四項中「附則第十五条第二十六項第一号ロ」を「附則第十五条第二十五項第一号ロ」に改め、同条第五十五項中「附則第十五条第二十六項第一号ハ」を「附則第十五条第二十五項第一号ハ」に改め、同条第五十六項中「附則第十五条第二十六項第一号ニ」を「附則第十五条第二十五項第一号ニ」に改め、同条第五十七項中「附則第十五条第二十六項第二号ハ」を「附則第十五条第二十五項第二号ハ」に改め、同条第五十八項中「附則第十五条第二十六項第三号ハ」を「附則第十五条第二十五項第三号ハ」に改め、同条第六十項を削り、同条第五十九項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、「第二条」の下に「第二号及び第三号」を加え、「（次項において「特定鉄道等施設」という。）」を削り、同項を同条第六十項とし、同条第五十八項の次に次の一項を加える。

59　法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設総合安全対策事業費に係る補助とする。

附則第六条第八十三項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十二項第二号」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十項中「附則